

「第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、教育施策を総合的かつ体系的に推進し、「めざすもの」の実現に向けて、新たに「第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」を策定します。これまで、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる「川崎市教育改革推進会議」やPTA、社会教育会議など、市民の皆様から御意見を伺いながら検討を進めてきました。この度、「第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」の素案を策定し、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、40通（88件）の御意見をいただきましたので、御意見等の内容及び御意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画」(素案)に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）
意見の提出方法	電子メール（意見提出フォーム）、ファックス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">市政だより（令和7年12月号掲載）、市ホームページ、教育だよりかわさき134号（令和7年11月発行）、LINE公式アカウント（川崎市支援教育課_多様な学び支援）、X（川崎市シティプロモーション）資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、教育委員会事務局教育政策室）社会教育委員会議（11月26日）、川崎市PTA連絡協議会理事会での説明（12月5日）
意見の公表方法	<ul style="list-style-type: none">市ホームページ資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館））

3 意見募集の結果

提出件数（意見件数）	40通（88件）		
内訳	電子メール（意見提出フォーム）	40通（88件）	
	ファックス	-	
	郵送	-	
	持参	-	

4 意見の内容と対応

(1) 意見の対応区分

【対応区分】

- A : 御意見を踏まえ、素案に反映したもの
- B : 御意見の趣旨が素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C : 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D : 素案に対する質問・要望の御意見であり、素案の内容を説明・確認するもの
- E : その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全体及び基本的な考え方に関すること	0	0	0	3	0	3
2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」に関すること	0	3	0	1	0	4
3 第1期実施計画における基本的な考え方に関すること	0	1	0	0	0	1
4 Key Projectに関すること	1	18	8	16	0	43
5 実施計画（施策及び事務事業）に関すること	16	3	2	10	0	31
6 より豊かな学びに向けてに関すること	0	0	0	2	0	2
7 進捗管理の考え方に関すること	0	0	0	0	0	0
8 その他	0	0	0	0	4	4
合計	17	25	10	32	4	88

※1通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、御意見は必要に応じて要約しています。

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

探究的な学びや教職員の働き方・仕事の進め方改革、特別支援教育、学校図書館・学校司書に関する御意見などがありました。

イ 本市の対応

いただいた意見のうち、学校司書に関することについて、意見を踏まえた取組を推進できるよう、案の修正を行いました。

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 計画全体及び基本的な考え方に関するここと（3件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	取組の推進にあたっては、学校間の格差や情報伝達の遅れを防ぎ、公平な支援を行って欲しい。	本プランに基づく取組の推進に当たっては、必要な情報の提供や支援等を、すべての学校に対して適切に実施していくことで、各学校が果たす役割を担えるようにしていきます。これにより「めざすもの」の実現に向けた各取組を効果的に進めています。	D
2	計画を市全体で進める上では、保護者の声を定期的に反映できる仕組みを設けて欲しい。	本プランの策定においては多くの市民の方々の意見を伺いながら進めてきました。今後も、保護者をはじめとする市民の方々の御意見を伺いながら取組を進めていくことは重要であると考えていますので、各取組において必要な意見を聴取したり、市長への手紙などで日常的に市民の方々の御意見を把握するなどしながら取組を進めています。	D
3	概ね方向性は理解できる。スピード感をもって取組を進めるために、教員不足、不登校、学校環境整備の3点に絞った5年計画と予算確保に注力して取り組むことを強く求める。	本プランの具体的な取組内容を「施策」「事務事業」の階層で体系的に整理し、4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系としています。すべての事務事業を「実施計画」として体系的・網羅的に整理していますが、複雑化する課題や多様化するニーズに対応していくためには、関連する取組を連携させながら進めると効果的であると考えるため、個々の事務事業の重点化ではなく、重点的に取り組むテーマをKey Projectとして4つ設定し、取組を進めています。	D

(2) 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」に関すること（4件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
4	「めざすもの」は、一人ひとりが自分の人生を生き生きと生きること、それは子どもだけではなく、すべての人に言えることだと思う。	「かわさき教育プラン」は、本市教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力のもとに取組を推進するための指針として策定しているものです。対象分野を、教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育としていることから、本プランの「めざすもの」は、すべての人が対象となるものです。	B
5	「めざすもの」に示されている「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」は、高く評価できる。	「めざすもの」「みんなと共有したい価値観」は、多くの市民の皆様から御意見をいただきながら検討を進め、「第2次プラン」の「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を定めたものです。この「めざすもの」のもとで学び・成長したすべての人が、その人らしく生き生きと活躍し、どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の“灯台”として掲げ、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」ための取組を推進していきます。	B
6	「みんなと共有したい価値観」の中の「川崎らしい人づくり・社会づくり」が具体的にどのようなものなのか分かりにくいで具体的な説明が欲しい。	「川崎らしい人づくり・社会づくり」は、「一歩、踏み出す」「自分の幸せとみんなの豊かさ」「多様性を可能性へ」という、市民の皆様と川崎の教育で大切にしていきたい価値観を共有しながら、Key Project や各事務事業の取組を進めていくことで実現するものです。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
7	分断と排他主義が蔓延する現代社会においても、多様性を可能性へつなげて共に未来をつくることができる川崎市民が多く育っていくよう、全体利他の実現こそが究極的な利己の利益につながるという概念を川崎市の教育方針に落とし込んでいただきたい。	<p>「めざすもの」「みんなと共有したい価値観」は、多くの市民の皆様から御意見をいただきながら検討を進め、「第2次プラン」の「基本理念・基本目標」の方向性は継承しつつ、新たな価値観等を盛り込みながら、市民の皆様と本市の教育を共に進めることができるよう、本市の教育がめざす内容を定めたものです。</p> <p>「多様性を可能性へつなげ、共に未来をつくること」や、「全体利他の実現が究極的な利己につながる」という考え方は、多くの方々からも同様の御意見をいただき、「めざすもの」「みんなと共有したい価値観」の趣旨に含まれています。</p>	B

（3）第1期実施計画における基本的な考え方に関すること（1件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
8	本計画では「主体性の尊重」「教育の質向上」といった理念が掲げられており、その方向性に賛同する。本計画が示す理念が実際の教育現場に浸透し、川崎市の子どもたちが安心して学べる環境が実現されることを強く期待する。	今後の本市の教育においては、市民一人ひとりが“学びの主役”、“学びの主体”となって、自らの学びを“自分事”として捉え直すことが大切になると考えます。そのため、川崎の教育がめざす方向性を今まで以上に分かりやすく示し、すべての市民と共有しながら取組を進めていきます。	B

(4) Key Project に関すること (43件)

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
9	Key Project 1 に記載されているように、「どうして」「不思議だな」と感じたことを自ら探究することで、子どもたちは楽しいと感じ、もっと学んでみたいと前向きに取り組むようになると思うので、「かわさき探究2.0」には、社会や地域に限定するだけでなく、自ら「不思議だな」「どうして」と思ったことを探究する学びの充実も入れて欲しい。	「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」において「総合的な学習の時間では、児童の自主性や自発性を重視し、思いや願いを大切にすること」と示されているとおり、子どもの興味・関心を大切にした探究的な学習が展開されることが求められています。「かわさき探究2.0」においては、地域素材を積極的に活用することで、子どもの興味・関心を引き出すきっかけづくりや課題解決に向けた取組等が充実するものと考えています。	B
10	本編11ページについて次のように記載の文言を修正して欲しい。 ①「従来の教育が求めてきた正確な読み書き計算の能力だけではなく」を「従来の教育が求めてきた正確な読み書き計算の能力をきちんと身につけさせ、さらにその上に自分で問題を解決し」に修正 ②今これからピンクの枠の中に、「生成AI」「ChatGPT」を追加 ③右側下段の「今、これから」を「さらにこれから」に修正 ④特に必要とされる力（例示）箇所に「情報活用能力」を加える。	従来の教育が求めてきた正確な読み書き計算の能力は、今後も必要と考えていますが、そのことをより分かりやすくするため、御意見の趣旨に沿った修正を行いました。 なお、御意見の②は、国作成資料に掲載された図の転載であるため現状どおりとしました。	A
11	「めざすもの」の「一人ひとりが輝く、共に未来をつくる」は、それぞれの学校の「めざすもの」でもあることを踏まえた上で、探究的な学びのモデル校の取組を実現し、これから約12年間で時流に翻弄されることなく自分を見据え、物事の本質を見抜くぶれない教育を推進して欲しい。	モデル校では、各学校や地域の実態を踏まえて地域素材を積極的に活用し、総合的な学習の時間を中心とした探究的な学びを推進していきます。総合的な学習の時間では、子どもの思いや願いを生かして各学校で独自のプログラムを計画することができます。学校として育てたい資質・能力を見据えた上で、子どもたち一人ひとりの興味・関心を大切にしながら学びを進めていく必要があると考えています。	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
12	探究的な学びの拡充には反対である。先生がフィードバックをしたり、整理分析の方法を教えてたりできない中では、誤った方法を身につけるだけであり、メリットよりもデメリットが大きく上回る。本来は学校の勉強で可能な限り完結できるようにする必要があり、探究的な学びの充実をするのではなく、基礎学力を付けることに重点を置くべき。	探究的な学びについては、全ての教科等で実施していくものであり、総合的な学習の時間を中心とした探究的な学習を行うことで他教科等の学びも促進されるものと考えています。全国学力・学習状況調査においては、探究的な学びに進んで取り組んでいる児童生徒は、「教科の勉強が好き」「自分で学び方を考え、工夫している」と回答している子が多いという傾向が示されており、探究的な学びを充実させることは、子どもの学ぶ意欲を高め、基礎学力の定着にも寄与するものと捉えています。	D
13	探究の学びには、学校図書館の活用が必須と文科省でも示されているため、本編15ページの「かわさき探究2.0」の実践を支える取組に「学校図書館活用+GIGAスクールの活用」を入れて欲しい。 (同様意見他2件)	探究的な学びでは、課題の解決に向けた情報収集が学びのプロセスの一つとして大切になってきます。情報収集には、見学や体験をしたりインタビューしたりするなどの直接体験を重視した方法の他に、図書やインターネットを活用する等、学習課題に関する情報を目的に応じて効果的に選択し活用することが大切になるため、今後作成する「かわさき探究2.0ガイドブック」や各校の担当者等への研修などにおいて学校図書館やGIGA端末の活用など情報収集の方法も含めて検討していきます。	B
14	「探究的な学び」には資料・情報の活用も必要であり、発達段階に即した印刷資料の利用の先に、デジタル資料の利用やAIの利用がある。学校図書館では、Webページの提供も吟味して提供しているので、学校図書館の活用を探究的な学びに資するものとして明記して欲しい。	探究的な学びでは、課題の解決に向けた情報収集が学びのプロセスの一つとして大切になってきます。情報収集には、見学や体験をしたりインタビューしたりするなどの直接体験を重視した方法の他に、図書やインターネットを活用する等、学習課題に関する情報を目的に応じて効果的に選択し活用することが大切になるため、今後作成する「かわさき探究2.0ガイドブック」や各校の担当者等への研修などにおいて学校図書館やGIGA端末の活用など情報収集の方法も含めて検討していきます。	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
15	学校図書館の活用とG I G Aスクール構想を組み合わせた情報活用能力の育成が必須で、現在、想像がつかないほどのスピードで進んでいる生成A Iなどを使いこなす能力の育成など、今までにない教育が求められている。そのため、「かわさき探究2.0」には情報活用能力の育成を取組の一つに入れて欲しい。そのためには学校図書館の充実が必要であり、川崎市は優れた学校図書館システムと図書費の充実が誇れるが、そこにいるべき人の存在が貧弱であるため、小中学校等に一人専任で常任に近い勤務時間で、専門的な知識、技術のある有資格の学校司書の配置を求める。	<p>探究的な学びでは、課題の解決に向けた情報収集が学びのプロセスの一つとして大切になってきます。情報収集には、見学や体験をしたりインタビューしたりするなどの直接体験を重視した方法の他に、図書やインターネットを活用する等、学習課題に関する情報を目的に応じて効果的に選択し活用することが大切になるため、今後作成する「かわさき探究2.0ガイドブック」や各校の担当者等への研修などにおいて学校図書館やG I G A端末の活用など情報収集の方法も含めて検討していきます。</p> <p>また、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持つ学校図書館の充実を図るために、現在行っている学校司書への研修をより充実させるとともに、まずは、令和11年度までに中学校等への全校配置を行っていきます。</p>	C
16	「かわさき探究2.0」は、次期学習指導要領の論点整理に示されている標準授業時数の弾力化等を行い、重点的に取り組めるようにして欲しい。また、学習指導要領改訂まで時間があるので、渋谷区のように、文部科学省の「授業時数特例校制度」を活用して、早期に取組めるとよい。	探究的な学びの充実については、キャリア在り方生き方教育を土台とし、地域素材を積極的に活用することで、子どもたちの興味・関心を引き出し、地域や社会に向けた行動・実践につながる学習に向けて、現状の授業時数で総合的な学習の時間の充実を図っていきます。今後は、国の動向に注視するとともに、モデル校での実践の検証など取組の進捗状況を見ながら、各学校の探究的な学びの充実に向けた方法を検討していきます。	C

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
17	小学校から中学校への連絡、連携をスムーズに行えるように、中学校の教員が小学校の様子を見る機会、小学校の教員と中学校生活を体験する機会を十分に設け、切れ目のない支援を行うこと。特に、支援級在籍の児童は新しい環境に適応するには時間を要することも多く、本人の状況に合わせて、複数回実施するなど、個別の状況に配慮して欲しい。	<p>中学校区を基本として、中学校教員による小学校の授業参観や、小学生の体験入学など、各校の実態に応じた連携の取組を実施しています。特別支援学級では、これらの取組に加え、授業や学校行事の機会を活用しながら交流を深める取組を進めています。</p> <p>特別支援学級に在籍する児童の中学校への進学に当たっては、主に小学校5年生から学区中学校の見学会などを通じて、児童・保護者への情報提供の場を設けています。さらに、小学校で実施している進学相談では、早い段階から本人や保護者に適切な情報を提供し、児童の状況に応じて丁寧な相談を行えるよう、引き続き切れ目のない支援を推進していきます。</p>	D
18	「中央支援学校高等部分教室の学校化」や「田島支援学校桜校の本校化」などの学校組織の変更に伴う影響について、保護者への説明会や文書での通知を行ってほしい。 (同様意見他1件)	学校化などの学校組織の変更に伴う影響等については、在籍する児童生徒や保護者に不安等が生じないよう、開校に向けた取組の進捗状況に応じて、適切な時期に必要な情報提供等を行っていきます。	C
19	田島支援学校の小・中学部（桜校）と高等部が別の場所にあることを踏まえ、桜校が本校となる場合でも支援の継続性や先生同士の連携を確保して欲しい。	学校化などの学校組織の変更においても、支援の継続性や安心して通学できる環境の整備が維持されることは重要と考えていますので、必要な調整等を行っていきます。	C

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
20	校内教育支援センターの整備や不登校対策推進事業において、保護者が利用しやすい相談窓口を設けてほしい。	<p>不登校においては、児童生徒本人のみならず、その保護者も不安感や孤立感を感じており、こうした不安感や孤立感を解消するためには、児童生徒や家族が、社会とのつながりを保つとともに、悩みを共有できる環境づくりが重要であると考えていますので、「(仮称) 校内教育支援センター」の整備や、不登校を経験した保護者等による家族への支援など、児童生徒や家族に寄り添った取組を進めていきます。</p> <p>また、不登校に対する考え方や相談窓口をまとめた保護者用パンフレットを作成し、広く保護者に配布する他、ホームページやL I N E公式アカウントを通して情報発信をするなど、保護者の安心につながるような取組を進めていきます。</p>	B
21	いじめによる不登校への支援を強化し、子どもが安心して過ごせる居場所や学びの場を整えて欲しい。	不登校児童生徒数は増加しており、また、その要因や背景は複雑化・多様化していることから、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、「(仮称) 校内教育支援センター」の段階的整備や、ゆうゆう広場の機能拡充、I C Tを活用した学習支援など、子どもたちのニーズを踏まえた、多様な学びの場を確保し、不登校児童生徒の社会的自立を後押しするための取組を進めていきます。	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
22	<p>学校にコーディネーターの先生がいるが全く繋がらない。Key Project 3と関連し、適切な人材、人員を配置して欲しい。不登校は学校にとつては一人減っても日々の業務には変わりがないだけでなく、むしろ連絡をする手間が増える。不登校になると、受け身になり、親からは連絡をしにくい。情報提供や連絡等が安心してできる環境を整えてほしい。教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーを学校単位での配置なども検討してはどうか。</p>	<p>不登校においては、児童生徒本人のみならず、その保護者も不安感や孤立感を感じており、こうした不安感や孤立感を解消するためには、児童生徒や家族が、社会とのつながりを保つとともに、悩みを共有できる環境づくりが重要であると考えていますので、「(仮称) 校内教育支援センター」の整備や、不登校を経験した保護者等による家族への支援など、児童生徒や家族に寄り添った取組を進めていきます。</p> <p>また、不登校に対する考え方や相談窓口をまとめた保護者用パンフレットを作成し、広く保護者に配布する他、ホームページやL I N E公式アカウントを通して情報発信をするなど、保護者の安心につながるような取組を進めていきます。</p> <p>さらに、現在、スクールソーシャルワーカーを各区に配置することで、福祉部門等の関係機関との連携を深め、不登校等について、専門的知見とネットワークを生かした支援・援助に取り組んでいます。</p> <p>学校からの要請訪問に加え、定期的に巡回訪問をするなどして、児童生徒や家庭への支援を充実していきます。</p>	D
23	<p>子どもがゆうゆう広場に通っているが、送迎の負担が大きく、急な欠席の場合などに調整が必要となる。校内支援教育センターがあると自分のペースで行けることや、給食が食べられる、専任スタッフがいることで学校内に新たな居場所ができる、時間を選んで教室に戻るといったクラス交流がしやすいなど多くのメリットがある。ゆうゆう広場と併用できると選択肢が広がるので、校内教育支援センターが早期に設置されることを願う。</p>	<p>これまで「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、各学校の状況に応じた別室指導の充実に取り組んできました。今後、全小・中学校における校内支援拠点である「(仮称) 校内教育支援センター」の段階的整備に取り組むことで、学校内の安心できる居場所・学びの場の確保を進めていきます。</p>	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
24	特別支援学校の小・中・高等部の支援学校におけるＩＣＴ導入については、子どもの特性や興味に応じて柔軟に選択できる仕組みにして欲しい。	特別支援学校におけるＩＣＴ活用については、自立活動の意義を踏まえ、児童生徒一人ひとりが特性に応じてＩＣＴ機器を選択し活用できるようになることが重要であると考えていますので、単なる機器利用ではなく、学習や生活上の困難を主体的に改善・克服するための手段として位置付け、多様性を尊重した運用を進めていきます。	D
25	特別支援学校全体において画一的ではなく柔軟な対応を重視し、多様性を尊重した運用を行って欲しい。	特別支援学校においても、児童生徒の状況の変化や複雑化、多様化するニーズ等を適切に把握し、一人ひとりに応じた支援を実施していくことが重要であると考えていますので、今後も着実に取組を進めています。	B
26	特別支援学校において重度障害の子どもたちが安心して学べるよう、継続的にかかわる教職員の配置をお願いしたい。	教職員の配置については、多様化・複雑化していく諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保し、教育本来の目的を達成するために、人事異動方針等に基づき、適切に進めていますので、子どもが安心して学べる人事配置を行っていきます。	D
27	特別支援学校在学中の施策だけでなく、卒業後の進路や生活支援との接続を重視して欲しい。	特別支援学校等の卒業生が、地域の中で適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を図っており、今後も連携を強化していきます。	B
28	学習特性への対応力が高い専門職の配置を拡充し、その権限を明確化することを求める。	本市では、支援教育コーディネーターを中心として、各校での校内支援体制の充実を図っており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携し、児童生徒の状況に応じた支援に努めています。 今後も、関係機関とも連携を図りながら、一人ひとりに応じた切れ目のない支援の実現に向けて取り組みます。	C

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
29	学校のサポートファイルは共有されることもなく、使われないので関係者が共有できるツールがあると良い。	特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、サポートノートを作成しながら支援を行い、校種間の引継ぎにも活用してきましたが、今後は、切れ目がない支援を提供できるよう、サポートノートの書式や運用方法を見直し、その活用を一層強化していきたいと考えています。	C
30	障害のある子どもや多様な支援を必要とする児童生徒が増える中、こうした子ども一人ひとりの状況に応じた支援は現時点では十分とは言えない。特別支援学級に配置される教員の経験や専門性による差が大きく、学校間で支援の質にばらつきが生じ、児童生徒のニーズに合った支援が行き届いていない状況が見受けられる。校内の人的資源だけに頼らず、外部の専門知識を有する人材（発達支援の専門家、心理職等）を活用する仕組みの検討が必要である。	本市では、支援教育コーディネーターを中心として、各校での校内支援体制の充実を図っており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携し、児童生徒の状況に応じた支援に努めています。 今後、医療や福祉等の関係局、関係機関と連携した児童生徒のアセスメント及び支援に向けた検討・実施に取り組んでいきます。	C
31	学習障害（LD）について具体的な取り組みの明記が必要である。困難を抱える子どもは苦手さを努力不足と受け止めがちで、学習の苦手さや行き渋り、不登校につながる。9歳頃までに適切な支援がなければ困難さが生涯にわたって続く可能性があり、早期支援が重要である。まずはLDに関する一斉スクリーニング検査を実施し、困難を抱える可能性のある児童を早期に把握したうえで、段階的に支援につなげていく仕組みの構築を要望する。	障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。各校においてLDに対する理解を深めるとともに、日々の授業や生活の中での教師の気づきや本人・保護者からの相談をもとに、個に応じた支援を実施できるよう、今後も各校における支援体制の充実を進めています。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
3 2	<p>学習障害の診断を受けた児童生徒が特性に応じた合理的配慮を確実に受けられる制度的仕組みの構築が必要である。現状では校長や学校ごとの判断に委ねられる部分が多く、学校間・地域間で対応に差が生じ、必要な配慮が受けられないように感じる。読み書きに困難を抱える子どもにも、多くの学びの機会を保障すべきであり、フェアな状態で授業や試験に臨める環境整備は教育の公平性の観点から重要である。川崎市でも不登校対策の一環として、積極的な取り組みを求める。</p>	<p>学習障害の診断を受けた児童生徒においても、障害の状況や支援の必要性は一人ひとり異なるため、それぞれの教育的ニーズも異なります。また、学校の環境や場面、状況等によって、提供できる合理的配慮も各校で異なってきます。</p> <p>合理的配慮の提供にあたっては、本人や保護者との対話を重ねながら、具体的な方法について合意形成を図ることが重要であることを各校に伝えており、また、合理的配慮の検討に役立つよう、各校での取組事例を共有してきました。今後も、合理的配慮に関する正しい理解を深めながら、各校における支援教育の充実を進めていきます。</p>	D
3 3	<p>特別支援学級の児童生徒数が増えているので、全ての教員が特別支援学級を経験することや特別支援学校の免許取得を促す必要がある。特別支援学級の児童が通常級で学べるようにするために、通常級の支援を手厚くする必要があり、そのために、通常級に支援員を配置したり、自校通級の運用を推進したりすることが必要だと考える。交流が多い特別支援学級の児童を通常級に移ってもらい、特別支援学校に通う子どもたちが地域の小中学校で学べるようにして、インクルーシブ教育を推進して欲しい。</p>	<p>川崎高等学校附属中学校を除くすべての小学校・中学校に特別支援学級を設置しており、教師が特別な教育的ニーズの高い児童生徒に接する機会が多く、支援教育に関する学びを深める機会も多い状況にあります。また、近年は通級による指導の充実を図っており、通常の学級における支援や通級指導教室の利用により、児童生徒の状況に応じて特別支援学級を退級し、通常の学級で学ぶことができる体制を整えています。</p> <p>特別支援学校に在籍する児童生徒については、教育課程に位置付けた上で、居住地の学校で実施する交流及び共同学習の充実を図るため副次的学籍の設置や、「居住地交流ハンドブック」の作成・周知等の取組を実施するなど、引き続き共生社会の形成に向けた取組を進めていきます。</p>	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
3 4	「一般学級」か「特別支援学級」という二択の制度的枠組みでは難しい子どもが存在するため、特性や困りごとに応じた柔軟で連続性のある支援体制の構築が必要である。	本市では、支援教育コーディネーターを中心として、各校での校内支援体制の充実を図っており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携し、児童生徒の状況に応じた支援に努めています。今後も個に応じた支援・指導を行っていきます。	B
3 5	Key Project 3 「教職員が働きやすい環境づくり」とあるが、「教員」のことしか書いていない。「教職員」であるなら用務員、学校事務職員、栄養士、調理員なども考慮するべきであり、教職員全職種のことを考慮しないなら「教員が働きやすい環境づくり」に変更したほうが誤解がない。	現在、学校においては時間外在校等時間の上限を超えて働く教員の割合が高い状況となっており、その解消が求められています。そのために、Key Project 3 の内容は、現在策定中の「未来を育む学校サポートプログラム」において、学校業務に関し「4つの対応の方向性」を定め、働き方改革の取組を推進していきます。その中で、学校業務の改善も図っていくことを検討しており、学校全体の働きやすい環境づくりに資するものと考えています。	D
3 6	素案は、社会の流れに沿いながら、丁寧に作られているが、より子どもたちが主体となり学びに向かう中で、支援の必要な子たちへどのように対応して学びの機会を作るか、時間のない中で教職員はより一層の努力と進歩が必要となる。それらの時間や環境の整備をまずは行政の方でしっかりと整えてもらいたい。 具体的には人的配置や I C T の一層の充実がある。そして、教職員でなくともできる仕事は専門職員を配置するなど、業務を分けて、ゆとりを持てるようにする改革が必要だ。	また、当該取組が特定の職種への過度な負担とならないよう、毎年度長時間勤務の状況などは把握していきます。	D
3 7	学校では教員以外の職種の方々も遅くまで働いてくれているので、教員以外の取組等について計画に記載するとより良いと思う。		D
3 8	「行事の精選」として半日の運動会などの具体的な提唱があるが、大切なのは、その行事を通して子どもたちの成長をどのようにさせていくかで、その内容抜きでは本末転倒ではないか。	現在、学校においては時間外在校等時間の上限を超えて働く教員の割合が高い状況となっており、その解消が求められています。そのために、Key	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
39	子どもに対して、質の高い教育を提供していくためには、教員が授業に集中できる環境を整える必要がある。そのために、不必要的事務処理、職員作業、不当要求行為等がある保護者対応を教員の仕事から外すべき。働き方改革は、制度や予算などの問題もあり、学校単位で見直すことは限界があるので全ての学校が働き方改革を進めていくことができるよう、市全体で見直しして欲しい。	Project 3 の内容は、現在策定中の「未来を育む学校サポートプログラム」において、学校業務に関し「4つの対応の方向性」を定め、働き方改革の取組を推進していきます。 その中で、学校業務の改善も図っていくことを検討しており、学校全体の働きやすい環境づくりに資するものと考えています。	D
40	学校の現状から、まずは正規の教職員をどれだけ確保するかが大切ではないか。加配を含めてプール制として事前に確保しておき、欠員が出たときに正規職員として回せる仕組みをつくっている自治体もある。特別休暇不正請求による教職員への厳罰などの措置は川崎市からの教職員離れを助長している原因になっており、それへの反省なしに新規計画とは言えない。また、月 30 時間の時間外在校等時間の目標の設定が国から言われているのにその数値も出てこない計画はおかしい。	正規教員の確保は、極めて重要な課題と認識しておりますので、奨学金返還支援制度の導入や教員採用試験の複数回実施等、受験者数の増加に向けた取組を進めています。 また、本プランでは、教職員が安心して勤務できる教育環境の整備を重要な課題として位置づけ、現場の状況や課題を踏まえながら、改善に向けた取組を進めています。 また、国の示した時間外在校等時間の上限などを踏まえ、現在教職員の働き方・仕事の進め方に係る計画を別途策定しており、当該計画において目標を定めて取組を進めています。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
4 1	教職員不足の現状を踏まえ、人員体制の強化や教職員への研修・支援を充実させて欲しい。	<p>全国的な教員不足の影響等によって年度当初から教員不足が生じている中で、必要な教員数の確保は喫緊の課題であると考えています。引き続き、教員採用試験における地方会場の設置や、複数回の試験の実施など、様々な取組を実施することで人材確保に努めています。また、更なる人員体制の強化に向けては、国による定数改善が必要となりますので、引き続き、様々な機会を通じて国に要請していくとともに、子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進していきます。</p> <p>また、本市では川崎市教職員育成指標を定めており、教職員育成指標に基づく研修計画のもと、教職員の人材育成を行っておりますので、引き続き取組を進めています。</p>	B
4 2	教員のレベルが低く困惑している。教員の確保が難しいと思うが質も担保しなければ保護者は安心できない。	<p>優秀な教員を確保するためには、採用試験における受験者数を確保することが重要ですので、奨学金返還支援制度の導入や教員採用試験の複数回実施等、受験者数の増加に向けた取組を進めています。</p> <p>併せて、市内及び地方都市並びに教員免許が取得可能な大学での説明会や、デジタルコンテンツの活用などによる広報活動の強化、大学連携等の取組を通じて、教員の魅力をより多くの方に伝え、中期的な教員志願者の掘り起こしにつなげていきます。</p>	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
4 3	大筋はよくできていると思うが、教員に対しての「教育スキルのレベルアップ」、「人間性の充実」面の記載がない。子どもたちのことを考えるのであれば、「教職員が働きやすい環境づくり」も大事だが、大事なのは「教育を施す教員の充実」ではないか。教育委員会が本質を見失っているように思えるのでこの部分の詳細な説明をお願いしたい。	教員の「教育スキルのレベルアップ」や「人間性の充実」は、子どもたちの教育において重要であると認識しています。教員は、常に学び続ける存在であることが期待されており、本市では、ライフステージに応じた教職員研修を進めるとともに、各学校において教員同士の学び合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図る中で、「教育を施す教員の充実」に努めています。こうした教員の学びを充実させるためには、教員が心身ともに健康で、高い専門性を発揮できる基盤を整えることが前提であり、「教職員が働きやすい環境づくり」は、教員がやりがいと誇りを持ち、情熱を持って子どもたちに向き合うための不可欠なプロセスと捉えています。	D
4 4	全国的に学校事務職員の方が教員よりも精神疾患率が高いので、そのことについても対策を講じた方がよい。	教職員のメンタルヘルス不調の予防は重要であり、教職員一人ひとりが自身の健康増進の意義を十分認識し、正確な知識を備え日々実践するヘルスリテラシーの普及啓発を実施しています。また、別途定める「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」に基づき取組を進めています。	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
45	教職員が働きやすい環境づくりの項目において、児童生徒主体の学びへの転換が挙げられているが、教職員の負担軽減のために、探究的な学びの充実（自主学習）を増やす意図が含まれ、子どもたちの基礎学力を低下させ、子どもたちに将来負担をしいることに繋がる。教職員の長時間勤務や教員不足にはぜひ対処していただきたいが、子どもたちの基礎学力の低下をますます促進させるような施策は本末転倒である。	<p>令和4年度の中央教育審議会答申において示された「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教職員の在り方では、教職員は「子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割」を担うことと「子供の主体的な学びを支援する伴奏者としての能力」をもつことが示されています。本市においても、子どもが「自分たちで考え、解決していく学び」を目指し、探究的な学びの充実を進めていくうえで、教職員が子どもの主体的な学びを支援する伴走者として教育に携わることが大切になると考えています。そのためには、教職員の長時間勤務や教員不足等の課題に対応した取組を進めていきます。</p> <p>探究的な学びについては、全ての教科等で実施していくものであり、総合的な学習の時間を中心とした探究的な学習を行うことで他教科等の学びも促進されるものと考えています。全国学力・学習状況調査においては、探究的な学びに進んで取り組んでいる児童生徒は、「教科の勉強が好き」「自分で学び方を考え、工夫している」と回答している子が多いという傾向が示されており、探究的な学びを充実させることは、子どもの学ぶ意欲を高め、基礎学力の定着にも寄与するものと捉えています。</p>	D
46	Key Project 4 の方向性1「生涯を通じた「学び」の環境の充実」で図書館をあげているが、生涯を通じてという取組であればスタートは「学校図書館」の充実から始まるのではないか。司書がいつでも図書館にいて「学校図書館」の有益かつ活発な活用の取り組みをして欲しい。	<p>市立図書館においては、乳幼児向けのブックリストの作成配布や、おはなし会などを開催しています。</p> <p>学校図書館における学校司書については、令和11年度までに中学校等へ全校配置することなどにより学校図書館の充実を図っていきます。</p>	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
47	<p>教育を大きな視点からとらえている点、大変にすばらしい。「一人ひとりが輝く」「多様な人びとと関わる」「学びあい」「新しいものを作り出せた喜び」という観点から次のことを提言する。</p> <p>市民プラザなどを用いて、地域の方々から学ぶ機会を総合学習などの時間に取り入れ、施設を「飾り物」ではなく、使用することでの、「リアル」な体験を大事にする。</p> <p>地域の方から学ぶ機会にもなり、生涯教育の入り口にもなり、また部活動の地域移行への大きな一歩となることが期待できる。どこかに行かないとできない教育ではなく、身近なものを再発見、丁寧に使うことによって、創造性が育まれ多様な角度から物事を見る眼が育つのではないか。</p>	<p>総合的な学習の時間では、地域の実情を踏まえながら、子どもたちが主体的に学びを深められる探究活動を重視しています。本物との出会いや、地域・民間団体等との連携による体験活動等は大切なものであると捉えており、地域の方の知見や地域素材の積極的な活用について、今後も各学校へ働きかけていきます。</p> <p>地域資源や社会教育資産の活用については、Key Project 4「生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現」のとおり、学校教育に限らず、社会教育も含め、さまざまな機会を通じて取組を進めます。</p>	B
48	茶道を通じた子どもたちの日本文化教育の充実を強く希望する。茶道は「総合芸術」であり、日本文化の粋を一度に学べる貴重な機会である。保護者や子どもたちの日本文化への関心は高いと感じているので、地域資源・民間活動との連携を強化し、地域の茶室や文化資源を教育現場と結びつける仕組みづくりを計画に盛り込んで欲しい。	地域資源・民間活動との連携強化については、Key Project 4「生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現」のとおり、地域と学校がより一層連携することが重要と考えており、多様な個性や能力を持つ幅広い市民が、社会教育や学校教育に関わるようマッチングするしくみづくりを進めていきます。	B

(5) 実施計画（施策及び事務事業）に関すること（31件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
49	<p>施策1において、子どもたちが主体的に地域の課題を捉え、自分で考えてその解決を模索するには、情報を読み解く力が必要である。日常的に子どもたちに情報を提供し、資料に興味を持つような指導が必要で、学校図書館とも連携することが求められる。そのためにも、小学校、特に中学校に、学校司書が常駐する体制を早急に実現することを施策に明記して欲しい。</p> <p>（同様意見他10件）</p>	<p>「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持つ学校図書館の充実を図るため、現在行っている学校司書への研修をより充実させるとともに、まずは令和11年度までに中学校等への全校配置を行っていきます。</p>	A
50	<p>Key Project1「探究的な学び」では、情報の正確性を見抜く力を養うことが必要で、そのためには学校司書の役割が重要である。学校図書館の機能を十分に発揮させるには、教員だけでは対応できないため、中学校や特別支援学校への専任・常駐の学校司書の配置や小学校の学校司書の勤務時間の拡充を求める。</p>		A
51	<p>小学校図書館の司書を職員として配置してほしい旨の陳情があったと聞いているが、図書館の充実などについては明記されていない。図書館での自主的な学習活動により自分の頭で考える力を身に付けることは、IT、AI活用能力の土台となるものであると考えているので政策に反映させて欲しい。</p>		A

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5 2	施策1「子ども主体の学びの推進」は、学びの根幹と認識している。方向性は理解できるが、取組がその方向性を実践するのに適当なのか疑問に思う。	社会の不確実性が高まり、将来を見通すことが困難な時代においては、子どもが自ら主体となって学んでいくことが大切であると考えています。このような子ども主体の学びの推進により、社会的自立に必要な資質・能力を子どもたちに培うことができるよう、探究的な学びを充実するとともに、これまで取り組んできたキャリア在り方生き方教育やきめ細かな指導を一層推進していきます。また、教育DXや高校改革に取り組み、G I G A端末の更なる活用や学校における教育データの利活用を推進するとともに、高度な産業が集積する本市の地域特性を踏まえた次代の産業を担う人材を育成するための取組を推進していきます。	D
5 3	平均点で子どもの価値観を図ろうとしている学習状況調査は個人や保護者向け通知は教育の在り方を逆行させるもので早急に改めるべき。	学習状況調査の調査結果は、児童生徒や保護者の方々が学習の伸びや苦手なところなど自身の学習状況を把握し、学習改善することに活用しています。川崎市学習状況調査では、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で調査を実施することで、以前の自身の調査結果を振り返ることが可能となり、取組の成果を実感する機会として捉えており、今後も児童生徒の効果的な学習改善につなげていきます。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
54	本編37ページの、「探究的な学び推進事業」の主なアウトプットの中に、学校図書館活用と有資格者の学校司書の活用を明記して欲しい。 (同様意見他1件)	<p>探究的な学びでは、課題の解決に向けた情報収集が学びのプロセスの一つとして大切になってきます。情報収集には、見学や体験をしたりインタビューしたりするなどの直接体験を重視した方法の他に、図書やインターネットを活用する等、学習課題に関する情報を目的に応じて効果的に選択し活用することが大切になるため、今後作成する「かわさき探究2.0ガイドブック」や各校の担当者等への研修などにおいて学校図書館やGIGA端末の活用など情報収集の方法も含めて検討していきます。</p> <p>また、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持つ学校図書館の充実を図るために、現在行っている学校司書への研修をより充実させるとともに、まずは、令和11年度までに中学校等への全校配置を行っていきます。</p>	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
55	<p>「第3次教育プラン」も「子ども読書活動推進計画」（第4次）と同様に学校司書がいる学校図書館の機能を豊かな心を育む「読書センター」としてしか捉えていない。学校司書がいる学校図書館は①読書センターの他に②学習センター③情報センターのより重要な機能、役割を備えている。また、探究的な学びの充実では情報の収集が重要で、学校図書館の情報センターの機能が大きな役割を果たすので学校図書館や学校司書の役割を記載するべき。教員の授業づくりを応援する大きな力を持つのが、学習センターの機能を持つ学校図書館であり、そこにいる学校司書である。また、学校に居場所がなくて不登校気味になっている中学校生徒にとって全日学校図書館が開いていれば学校へ通う後押しになる。中学校等への学校司書の配置は小学校の学校司書のように1回3時間、年450時間というような中途半端なものには決してせずに、専門資格を持ち、毎日最低7時間は勤務し、読書センターとしてだけではなく、学習センターや情報センターとしての学校図書館の機能を維持し、先生と一緒に協力して授業や探究的学びを支援できる人を配置して欲しい。</p>	<p>「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持つ学校図書館の充実を図るため、現在行っている学校司書への研修をより充実させるとともに、まずは、令和11年度までに中学校等への全校配置を行っていきます。</p> <p>なお、さまざまな理由で自分のクラスで過ごすことが難しい児童生徒や不登校児童生徒への対応については、「(仮称)校内教育支援センター」の取組とともに学校図書館での対応を検討していきます。</p>	A
56	<p>子どもたちは小学校でタブレットを使用し、様々な情報を受け取っていく。情報リテラシーについて紙の媒体が学校図書館にあることで、教師も子どももその課題と一緒に学んでいけるのではないか。中学生は様々なことに探究心を持ち調べて自分のものを掘りていき、その後の人生の礎の時期でもあるのでタブレット頼みではなく、紙の媒体を紐解き探す時間は人生の大きな糧、生きる力になっていくと思う。</p> <p>その大きな一助となるのが、学校図書館や学校司書の存在だと思う。不登校の児童生徒が増加傾向の中、保健室だけでなく学校図書館も子どもが居場所として過ごせるのではないか。授業には参加できなくても、その子が本に触れ、興味を持つことを調べていくことで、生きる力にもなると思うので、「市内の全中学校に学校図書館の整備」と「学校司書の毎日の配置」を要望する。</p>		A

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
5 7	施策1 「子ども主体の学びの推進」には、自己の思考を表現する力を身に付けさせることが必要なので、学校図書館を日々運営し、資料・情報に関する専門家である学校司書の配置や司書教諭の発令、司書に対する研修といった人的環境の整備が必要です。	<p>「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持つ学校図書館の充実を図るため、現在行っている学校司書への研修をより充実させるとともに、まずは、令和11年度までに中学校等への全校配置を行っていきます。</p> <p>また、学校司書への研修を実施しており、今後も充実した内容となるよう取り組んでいきます。</p> <p>司書教諭については、学校図書館法及び司書教諭の設置等に関する基準に基づき12学級以上の学校での発令を進めるとともに、学級数に関わらず全校で発令がされるよう取り組んでいきます。</p>	A
5 8	多様性の包括という視点から学校図書館は、学校におけるサードプレイスとしても求められており、そのためには教員ではない学校司書の存在が大きいと言える。「特別支援教育推進事業」にも学校司書の配置や学校図書館の整備が入るべきだと思う。	さまざまな理由で自分のクラスで過ごすことが難しい児童生徒や不登校児童生徒への対応については、「(仮称) 校内教育支援センター」の取組とともに学校図書館での対応を検討していきます。	C
5 9	災害については読み取ることが難しかったので災害教育や、災害時支援についても充実させてほしい。	社会状況の変化に対応した資質・能力の育成や、社会が要請する人材の育成などの視点から、現代的な諸課題に対応した新たな学びを取り入れていくことは必要なことであり、また、企業や団体等と連携した教育活動を行うことは教育活動の充実につながるものと考えています。防災教育についても、学校現場の状況や創意工夫を尊重しつつ、教育活動全体の中で新たな学びが効果的に実践できるよう、必要に応じて学校への支援や情報提供を行っていきます。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
60	部活動について、地域移行の考え方をどのようにしていくかの具体的な方針もない。教職員の働き方改善にとって、部活動問題をどのようにしていくのかが中学校では中心的な問題になっているのにそこへの取り組み方針の具体性がないのが残念だ。	部活動改革については、施策2-2-2に記載のとおり、「かわさき部活動ガイドライン」（令和8年3月策定を予定）を踏まえた取組を推進していくことが重要だと考えており、ガイドラインにおいて、休日の地域連携に向けた取組を進めていくこととしており、今後も着実に対応していきます。	D
61	子ども本人への心理的ケアを強化し、安心して学べる環境を整えて欲しい。	本市では、支援教育コーディネーターを中心として、各校での校内支援体制の充実を図っており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携し、児童生徒の状況に応じた支援に努めています。 また、令和4年度からは全小学校に、令和5年度からは特別支援学校に学校巡回カウンセラーの定期派遣を開始し、相談業務だけでなく、教員に対する指導助言や児童生徒への心理教育など、問題の未然防止を含め、心のケアの充実に努めています。今後も安心して学習や生活ができる環境を充実させる取組を進めています。	D
62	学校と保護者の連絡は電話に限られるが、繋がらないことが多いので学校と保護者の連絡ツールの仕組みを作ってほしい。	学校と保護者間の欠席等の連絡については、「欠席等連絡システム」、そのほかの連絡については、保護者から教員等への電話連絡時に不在の場合には、連絡先をいただくことにより折り返しの電話連絡をしているところです。 なお、学校業務全体の中で利便性や負担等を考慮し、個々の業務について見直し等を行っていきたいと考えています。	D

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
6 3	子どもの体調が心配なので、体育館に冷房を早く設置して欲しい。	昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況を踏まえ、早期に体育館への空調設備の整備を進める必要性が生じていることから、今年度から15棟の体育館への空調設備の整備に着手するとともに、その他の全ての体育館等についても、空調設備の整備に向けた整備方針を策定した上で整備を実施する予定です。	B
6 4	教員の人権感覚・ハラスメント防止・多文化理解に関する研修を強化し、定期的な評価を実施することを求める。	本市では人権尊重教育を全ての教育活動の基盤として位置づけ、さまざまな取組を推進しています。教職員の人権感覚（ハラスメント防止も含む）や多文化理解については、経験年数に応じた研修や、各学校の人権尊重教育担当者への研修を通じて、人権感覚の見直し等を図る機会を設けています。また、管理職に向けての研修でも人権感覚チェックシートの活用について周知し、子どもの権利が尊重されるような学校づくりに取り入れられるようにしています。今後も子ども一人ひとりの人権が尊重される学校づくりに向けた取組を進めていきます。	B
6 5	東京都や横浜市で取組が開始している朝の学童を早く始めて欲しい。	小学生の始業前の居場所づくりについては、共働き世帯の増加に伴うニーズ等に応え、保護者の安心と子どもの安全を守るため、「朝の居場所づくり推進事業」として取組を進めていきます。	B

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
6 6	今年から寺子屋を始めたが、社会の成長のためには、子どもたちの学習の習得が必須だと感じるようになり、そのためには、個人的な家庭教師の存在が必要だと思う。そこで、地域の人材（夕方自由時間を持つ方）から募集して、時間をかけて講習をして質を上げた人材を家庭に派遣するという取組を検討して欲しい。	<p>「めざすもの」の実現に向けた施策の一つとして、地域の寺子屋事業をはじめとした「学び合い」社会の実現が大切であると考えており、個人の「学び」とさまざまな教育活動を結びつけるしくみづくりをKey Project 4に位置付けています。</p> <p>地域の寺子屋事業では、学習意欲の向上のほか、異世代交流も目的に実施しており、幅広い市民や子どもたちが参加できるように、学校施設などを利用して取組を進めています。</p> <p>また、「子どもたちの学習の習得」については、児童生徒が学習内容をより深く理解できるよう、「わかる授業」の充実を進めています。</p>	D
6 7	教員は教育のプロであり、中学・高校の教員は教科のプロである。学びの場はそのような場であってほしいし、そこは手を抜いたりしてはいけない。ボランティアや地域の人々に頼るのは、その学びの場が充実したことではないか。	学校教育の充実を図るにあたっては、学校が本来果たすべき教育活動の質を確保することが重要であると考えています。一方で、市民の力によって、学校では得られない多様な体験機会や学びの場が提供されていますので、意欲のある幅広い人材やさまざまな物的資源等を活動とつなげるしくみづくりとともに、特色ある教育活動を一層充実させながら、活動の持続性を高めていくことが重要だと考えています。	D
6 8	教職員の欠員が解消しない理由の一つには働く環境の厳しさがあり、その改善策として、公共図書館資料の利用時に公共図書館と学校図書館間の物流を川崎市で確保して欲しい。公共図書館にある資料を教員自ら受け取りに行かなければならぬ現在の状況は、教員の負担を増やすことになる。物流を確保することによって、現在より多くの資料が「探究的な学び」に提供される機会も増える。活発な「探究的な学び」のためにも、学校と公共図書館の間の物流の予算化を実現してほしい。	学校図書館と公共図書館の連携は、児童生徒の学びの充実に寄与するものであると認識していますが、公共図書館資料の学校への搬送については、新たな予算措置や運営体制・手法の整理などの検討すべき課題があると認識しており、今後の図書館サービス及び学校運営の参考といたします。	C

(6) より豊かな学びに向けてに関するここと（2件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
69	性教育は本計画にどのように落とし込んでいくのか教えて欲しい。	性に関する教育については、子どもたちが、自他の命と人権を尊重し、いじめや犯罪から身を守る力を育むために重要な教育であると認識しています。本プランではすべての個別具体的な教育内容を網羅的に位置付けることは難しいことから、性教育を単独で明記する形にはしていませんが、今後も、児童生徒の発達の段階に応じ、助産師等と連携した授業の実施や教員向けの研修を通じた指導力の向上などの取組を進めてまいります。	D
70	茶道を通じた子どもたちの日本文化教育の充実を強く希望する。茶道は「総合芸術」であり、日本文化の粋を一度に学べる貴重な機会である。本物の環境での体験機会の創出のために学校内での座学に留まらず、茶室という特別な空間での課外授業を推奨していただきたい。五感を使って学ぶ体験は、子どもたちの豊かな感性を育むことを提案する。	「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」では、各学校や地域の実態に応じて探究課題を設定することが求められるとされており、学習内容は各学校が定めるものとなっています。どのような探究課題においても、本物との出会いや地域・民間団体等との連携による体験活動等は大切なものですので、各学校の実態に合わせて地域素材の活用を促していきます。	D

(7) 進捗管理の考え方に関するご意見（0件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
-	-	-	-

(8) その他（4件）

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
7 1	教職員による不適切行為が発生した場合の通報体制と調査プロセスにおける第三者性を強化し、特にGoogleフォームなどの常設窓口を設置することを求める。	本市では、教育委員会事務局の教育相談室や川崎市総合教育センターのほか、その他の関係機関を窓口として体罰や教員との関係の悩み等の相談を受け付けています。児童生徒が相談しやすいようにGIGA端末にこれらの相談窓口サイトにつながるアイコンを設定しています。 今後も引き続き、児童生徒等に相談窓口等の周知を進めています。	E
7 2	茶室小高庵と日本庭園を活かして日本文化教育の拠点を整備し、市民が伝統文化を学ぶ場として次世代へ継承することを提案する。新しい教育を子どもが使いこなすには自国の文化理解という土台が必要であり、アイデンティティの確立に資する日本文化教育を強化・並行して行う必要がある。日本文化を学ぶ施設が生田緑地周辺に集中しアクセスに課題があるため、新設せず既存の文化的施設を活用し、小高庵・日本庭園の整備と周知を行い、学校の課外授業やクラブ活動での体験に活用する。小高庵への生活道路を整備し近隣に配慮した静かな環境をつくる。このことにより市民が日本の伝統文化を身近に体験でき、児童生徒に本物の学びを提供し、生物多様性の学びや緑の癒し、酷暑低減、道路整備や治安向上の効果を得る。新たな施設整備を伴わず既存資産を活かして日本文化教育の拠点を構築することが有効である。	川崎市民プラザの小高庵と日本庭園については、日本庭園内に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている区域があること、小高庵は同特別警戒区域に隣接していることや、施設の老朽化が進行していることなどの課題があります。 「市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」（令和7年11月）のとおり、川崎市民プラザは令和8年度末に現施設の利用を終了し、新たな施設整備に向けた検討を行うこととしており、同検討と併せて、小高庵や日本庭園を含む敷地全体の考え方についても検討を進めています。	E

No	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
73	経済的負担について補助の仕組みを作つてほしい。具体的には、放課後デイサービスの補助や発達検査の医療補助である。放課後デイサービスの料金は世帯の収入により変動し、上限額もあるが、負担は大きい。また、医療に関しても地域の療育センターにつながることができれば自己負担なく診察や検査ができるが、時間がかかってしまう。学校から診断されてないなら、支援できないと言われたため、早期に診断や内服を必要とする際は自ら医療機関を探し、予約料を支払い、診断をする。この時点で不公平、不利益を受けているわけであり、保護者の経済的な負担は大きい。現状、全員が療育センターにつながる仕組みやキャパシティがないので、民間医療機関の力を使うことも検討してほしい。	障害のある子どもへの福祉サービスに係る費用は、原則1割負担ですが、利用時間・日数に限らず世帯年収に応じた月額上限が設定されています。本市は地域間の負担差が生じない全国一律の対応が必要との立場から、利用者の負担軽減を国に要望しています。また、障害のある子どもへの相談・検査・診察等については、従来は市内4か所の療育センターで実施してきましたが、相談増による待機期間長期化の課題を受け、令和3年度から各区に「子ども発達・相談センター」を順次設置し、比較的軽度の相談・発達支援を同センターで担うことで、「療育センター」の待機期間短縮と中重度児への相談・専門支援の早期化を図っています。両センターとも相談等は無料で実施し、診断の有無に関わらず子どもの特性に応じた支援について学校と連携を図っています。引き続き、必要な相談・支援を早期・適時適切に提供できるよう、取組を継続します。	E
74	支援を必要とする児童の将来的なことも見据えた計画を策定してほしい。就労し、収入を得て生活できる見込みは限りなく少ない。障害年金等の制度があるが、該当するか難しいレベルで、かつ、自らで収入を得ることが難しい状況であれば、生活自体が苦しいと思っている。軽度と言うレベルでどこに繋がるのも難しい狭間の支援や、児童への配慮を期待する。	障害のある方の就労は、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援A・B型や就労移行支援等で自立に向けた支援を実施するとともに、本市では、「就労援助センター」等を通じた、本人のニーズに応じた支援に加え、雇用を検討する企業向けの相談機関を設置することで、就労支援と雇用支援を一体的に推進しています。また、日常生活面では、障害福祉サービスの利用による生活面での支援や税・公共料金の減免等による経済負担を軽減等により、自立生活を下支えしています。引き続き、状態像や環境、ニーズを踏まえ、障害の程度・特性に応じた自立支援に取り組みます。	E